

# 半期報告書

(第30期中) 自 平成19年3月1日  
至 平成19年8月31日

**イオン北海道株式会社**

(旧社名 株式会社ポスフル)

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(431292)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 仕入及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	7
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	8
第3 設備の状況	9
1. 主要な設備の状況	9
2. 設備の新設、除却等の計画	9
第4 提出会社の状況	10
1. 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 中間連結財務諸表等	15
(1) 中間連結財務諸表	15
(2) その他	46
2. 中間財務諸表等	47
(1) 中間財務諸表	47
(2) その他	67
第6 提出会社の参考情報	68
第二部 提出会社の保証会社等の情報	69

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成19年11月16日

【中間会計期間】 第30期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

【会社名】 イオン北海道 株式会社  
（旧社名 株式会社 ポスフル）

【英訳名】 Aeon Hokkaido Corporation  
（旧英訳名 Posful Corporation）  
（注）平成19年5月30日開催の第29回定時株主総会の決議により、平成19年8月21日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 植 村 忠 規

【本店の所在の場所】 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

【電話番号】 011（865）9405

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 天 廣 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

【電話番号】 011（865）9405

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 天 廣 俊 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
証券会員制法人札幌証券取引所  
（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第28期中	第29期中	第30期中	第28期	第29期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
売上高（百万円）	56,323	54,606	56,091	114,250	112,762
経常利益又は経常損失(△) （百万円）	△275	318	122	451	1,055
中間(当期)純利益又は中間(当期)純 損失(△)（百万円）	8	△3,112	2,166	722	△17,163
純資産額（百万円）	19,737	15,730	15,487	19,481	1,628
総資産額（百万円）	90,610	82,280	95,017	88,097	74,309
1株当たり純資産額（円）	805.99	728.78	149.22	866.43	75.47
1株当たり中間(当期)純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失(△) （円）	0.36	△142.39	22.76	30.14	△790.11
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	21.8	19.1	16.3	22.1	2.2
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	2,111	1,939	4,451	3,858	3,339
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	102	△265	1,533	574	△292
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△747	△2,705	△5,701	△1,678	△3,647
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高（百万円）	6,894	7,149	8,454	8,181	7,582
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)（人）	1,065 (2,244)	1,083 (2,190)	1,559 (2,941)	1,026 (2,294)	1,073 (2,191)

(注) 1. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第29期までは潜在株式が存在しないため、また、第30期中は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期中	第29期中	第30期中	第28期	第29期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
売上高（百万円）	56,323	54,606	56,091	114,250	112,762
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△286	307	110	426	1,028
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)（百万円）	2	△3,119	2,160	707	△17,151
資本金（百万円）	4,099	4,099	6,100	4,099	4,099
発行済株式総数（千株）	24,489	24,489	57,689	24,489	24,489
純資産額（百万円）	19,819	15,797	15,565	19,554	1,713
総資産額（百万円）	85,218	77,124	90,038	82,875	69,287
1株当たり純資産額（円）	809.36	731.88	149.98	869.71	79.4
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△)（円）	0.09	△142.70	22.69	29.50	△789.59
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	5.00	—
自己資本比率（％）	23.3	20.5	17.3	23.6	2.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)（人）	1,065 (2,244)	1,083 (2,190)	1,559 (2,941)	1,026 (2,294)	1,073 (2,191)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第29期までは潜在株式が存在しないため、また、第30期中は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が親会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有 割合 (%)	関係内容
イオン㈱(注)1.2.	千葉県美浜区	199,054	総合小売業	53.1 (18.6)	商品仕入

- (注) 1. イオン㈱は有価証券報告書の提出会社であります。  
2. 議決権の被所有割合の ( ) 内は、間接被所有割合で内数であります。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年8月31日現在

事業部門の名称	従業員数 (人)
総合小売業	1,559 (2,941)
合計	1,559 (2,941)

- (注) ① 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員およびパートタイマー) は、当中間連結会計期間の平均人員 ( ) を外数で記載しております。  
② 従業員が前連結会計年度末に比べ486人増加したのは、吸収分割契約によりイオン株式会社より店舗を引き継いだことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数 (人)	1,559 (2,941)
----------	---------------

- (注) ① 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員およびパートタイマー) は、当中間会計期間の平均人員 ( ) を外数で記載しております。  
② 従業員が前期末に比べ486人増加したのは、吸収分割契約によりイオン株式会社より店舗を引き継いだことによるものであります。  
③ 連結子会社に従業員がいないため、提出会社の状況と同一であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

日本経済は、一部生産で弱さが見られるものの企業部門の好調が家計部門にも波及し、景気は回復傾向にあります。しかし、原油など原材料高・アメリカ経済に端を発する金融不安や円高・所得格差の増大などにより、景気はここに来て先行き不透明感が漂い始めています。他方、北海道経済は依然として景気の回復とはならず、雇用・公共事業は減少傾向であり、また倒産件数・負債総額が増加傾向にあることから、個人消費は横ばいとなっています。

このような厳しい経営環境の中、競争に打ち勝ち、より強固な収益基盤を構築し、確かな成長を推し進めて行く上で、当社はイオン株式会社の子会社となることで資本増強を行い、またイオン株式会社から北海道エリアの店舗を引き継ぐことで一元化した事業政策を展開することが、北海道を基盤とする当社の成長戦略に最適であると判断しました。その考えから、当社は平成19年4月23日にイオン株式会社への第三者割当増資による新株式を発行し、同年8月21日にイオン株式会社の11店舗を引き継ぎ、イオン北海道株式会社として再出発しました。平成19年度の当社基本方針は以下のとおりです。

- ・ お客様の信頼を得る営業力・商品力
- ・ 収益構造の変革
- ・ お客様満足の実現
- ・ 全員一丸で取り組む組織風土の醸成

これら基本方針に基づいた活動の結果、当中間連結会計期間の業績は売上高560億91百万円（前年同期比102.7%）、営業利益6億15百万円（対前年同期64百万円減益）、経常利益1億22百万円（対前年同期1億96百万円減益）となりました。

なお、貸倒引当金戻入益10億75百万円を特別利益に計上し、減損損失7億85百万円、借地権の過年度償却費7億19百万円を含め特別損失17億95百万円を計上いたしました。また、前連結会計年度末において計上しておりました評価性引当金の取崩等により法人税等調整額の戻入額27億97百万円を計上した結果、中間純利益21億66百万円（対前年同期52億79百万円増益）となりました。

当中間連結会計期間における部門別売上高の状況は以下のとおりであります。

衣料品部門は、春先の天候不順やお盆前までの低温などにより苦戦を強いられましたが、8月のイオン北海道誕生祭での売上増により売上高は186億90百万円（前年同期比99.0%）となりました。

住生活部門は、家電・携帯電話部門やリビング部門での売上増加により、売上高は91億88百万円（前年同期比109.8%）となりました。

食品部門は、週毎の重点販売商品の取組強化や「火曜日」の充実などにより、売上高は265億83百万円（前年同期比103.5%）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローでは仕入債務の増加等により資金は44億51百万円増加し、投資活動によるキャッシュ・フローでは貸付金の回収による収入等により資金は15億33百万円増加いたしました。また、財務活動によるキャッシュ・フローでは短期借入金の返済等により資金が57億1百万円減少いたしました。また、イオン株式会社の会社分割により、資金は5億90百万円増加いたしました。これらの結果、資金は前連結会計年度末に比べ8億72百万円増加し、当中間連結会計期間末では、84億54百万円（前年同期比118.3%）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は44億51百万円（前年同期比229.5%）となりました。これは主に、減価償却費8億90百万円、減損損失7億85百万円、過年度借地権償却7億19百万円等の非資金損益項目の増加及び仕入債務の増加による16億63百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は15億33百万円（前年同期は2億65百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により7億74百万円資金を支出しましたが、貸付金の回収により21億54百万円の獲得があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は57億1百万円（前年同期は27億5百万円の支出）となりました。長期借入金の新規借入により41億円、新株の発行により39億82百万円増加しましたが、社債の償還・長期借入金の約定返済・短期借入金の減少により137億84百万円減少したこと等によるものであります。

## 2【仕入及び販売の状況】

### (1) 仕入実績

当中間連結会計期間の仕入実績を品目別ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別の名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ファミリー衣料	1,885	135.6
婦人衣料	5,054	104.2
子供衣料	1,857	115.8
紳士衣料	1,822	129.1
服飾	3,927	124.3
衣料品計	14,547	117.2
リビング	3,019	148.4
ホビーカルチャー	2,657	142.0
レジャースポーツ	362	108.6
ハウジング	796	206.2
家電・携帯電話	2,901	195.8
住生活計	9,737	159.4
生鮮食品	8,586	103.8
加工食品	12,700	110.4
食料品計	21,286	107.6
その他	1,630	102.2
合計	47,201	118.3

（注）上記金額には、消費税等を含んでおりません。



(2) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を品目別ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別の名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ファミリー衣料	2,435	105.7
婦人衣料	6,608	95.0
子供衣料	2,382	96.0
紳士衣料	2,331	99.9
服飾	4,931	102.7
衣料品計	18,690	99.0
リビング	3,056	111.1
ホビーカルチャー	2,652	100.7
レジャースポーツ	502	92.7
ハウジング	670	101.7
家電・携帯電話	2,306	129.2
住生活計	9,188	109.8
生鮮食品	10,787	102.1
加工食品	15,795	104.5
食料品計	26,583	103.5
その他	1,629	97.2
合計	56,091	102.7

(注) 1. 当社は一般顧客を対象に、主に現金による店頭販売を行っているため、相手先別の販売実績は省略しております。

2. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

### 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

#### 会社分割契約締結

当社とイオン株式会社は、イオン株式会社の北海道総合小売事業を会社分割により、イオン株式会社の有する権利義務の一部を当社が承継することに関して、イオン株式会社代表執行役社長による決定及び平成19年4月2日開催の当社取締役会の決議を経て平成19年4月2日付で吸収分割契約を締結いたしました。概要は以下のとおりであります。

#### (1) 会社分割契約締結の目的

この度の分割契約締結は、北海道エリアで総合小売事業を展開する両社が、経営資源を集中し経営の効率化を図るとともに、両社の強みを生かして、より強固な収益基盤を構築し、北海道エリアにおける総合小売事業の更なる発展と成長を図ることを目的としております。

#### (2) 承継する権利義務

イオン株式会社の北海道総合小売事業に関わる資産および負債ならびにイオン株式会社の北海道総合小売事業に関する一定の契約上の地位を承継いたします。

#### (3) 承継の時期 平成19年8月21日

#### (4) 分割に際して発行する株式及び割当

当社は、本分割に際してA種 種類株式24,500,000株を発行し、そのすべてをイオン株式会社に割り当てる。

#### (5) 割当株式数の算定根拠

イオンはKPMG FASによる割当株式数の算定結果を参考に、当社は野村証券による割当株式数の算定結果を参考に、上記割当株式数の妥当性について検討を行いました。

KPMG FASは、イオンの北海道総合小売事業に対する割当株式数の算定に際して、イオンの北海道総合小売事業の事業価値および当社の種類株式の価値についてDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法を主たる分析手法として採用しております。なお、種類株式の価値の算定にあたっては、イオン並びに当社の経営陣より提出を受けたイオンの北海道総合小売事業を含めた当社の損益見通しを含む事業計画に基づきDCF法により算定された価値から、当社の普通株式の株主資本価値（本日付で当社より公表された「第三者割当増資による新株式発行および主要株主である筆頭株主ならびに親会社の異動に関するお知らせ」における、発行価額の総額を含む）を控除し、さらに本種類株式の要項（普通株式への転換比率、転換請求期間、転換比率に応じた配当金の額、残余財産の分配および議決権等）を考慮し種類株式の価値を算定しております。KPMG FASの割当株式数算定は、平成19年3月29日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。なお、KPMG FASによる割当株式数の分析結果は以下の通りです。

分析方法	割当株式数のレンジ（千株）
DCF法	24,259 ～ 25,844

野村証券は、イオンの北海道総合小売事業に対する割当株式数の算定に際して、イオンの北海道総合小売事業に対して類似会社比較法およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法を用い評価を行い、当社に対して類似会社比較法およびDCF法を用いた分析、市場株価および本件種類株式の要項（普通株式への転換比率、転換請求期間ならびに転換比率に応じた配当金の額等）を参考に本件種類株式の評価を行い、これらの分析結果を総合的に勘案して算定いたしました。野村証券の割当株式数算定は、平成19年3月26日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。各分析の分析結果は以下のとおりです。

分析方法	割当株式数のレンジ（千株）
類似会社比較法	11,858 ～ 33,394
DCF法	21,092 ～ 23,767

分析方法 割当株式数のレンジ（千株）

類似会社比較法 11,858 ～ 33,394

DCF法 21,092 ～ 23,767

イオンは、KPMG FASによる割当株式数の算定結果を参考に、当社は、野村証券による割当株式数の算定結果を参考に、またそれぞれイオンの北海道総合小売事業および当社の財務状況や財務予測、当社の株価動向等の要因を勘案し、上記割当株式数について両社で協議を重ねた結果、妥当であると判断し、イオンの代表執行役社長岡田元也による決定および当社取締役会の決議を経て、合意致しました。

(6) 承継する事業部門の概要

① 承継する事業の内容及び規模

事業内容：北海道におけるジャスコ、イオンスーパーセンター店舗の運営開発事業

店舗数：11店舗

売上高：66,905 百万円（平成19年2月期）

② 承継する資産、負債の項目および金額（平成19年1月20日現在）

資産 26,266 百万円

負債 15,095 百万円

**5 【研究開発活動】**

当中間連結会計期間において新たな研究開発活動はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、当社の親会社であるイオン株式会社より吸収分割契約により、同社の道内11店舗を継承したことにより新たに主要な設備となりました。その設備の状況は、次のとおりであります。

平成19年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	土 地		その他		合計
			面積（㎡）	土地			
スーパーセンター 手稲山口店 (札幌市手稲区)	店舗	1,471	—	—	229	1,701	14
スーパーセンター 石狩緑苑台 (北海道石狩市)	店舗	1,730	—	—	183	1,914	15
スーパーセンター 三笠店 (北海道三笠市)	店舗	99	—	—	45	144	13
ジャスコ札幌発寒店 (札幌市西区)	店舗	605	—	—	664	1,270	72
ジャスコ苫小牧店 (北海道苫小牧市)	店舗	245	—	—	396	641	47
ジャスコ旭川西店 (北海道旭川市)	店舗	6,197	—	—	298	6,496	49
ジャスコ札幌苗穂店 (札幌市東区)	店舗	233	—	—	167	400	54
ジャスコ札幌桑園店 (札幌市西区)	店舗	188	—	—	161	350	52
ジャスコ札幌元町店 (札幌市東区)	店舗	156	—	—	166	323	49
ジャスコ札幌平岡店 (札幌市清田区)	店舗	381	—	—	172	553	53
ジャスコ釧路店 (北海道釧路市)	店舗	214	—	—	57	271	40

- (注) 1. 各資産の金額は帳簿価額であります。各資産の「その他」は車両運搬具・機械装置及び器具備品であり建設仮勘定は含んでおりません。また、賃借している土地及び建物の年間賃借料は6,195百万円であります。
2. 従業員には契約社員・パートタイマーを含んでおりません。
3. 前記の他、連結会社以外からのリース契約による主な賃借物件は次のとおりであります。

名称	数量	リース期間	リース契約残高 (百万円)
店舗内装陳列器具 (所有権移転外フ ィナンスリース)	一式	主に5年	279

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設についての重要な変更は、次のとおりであります。

##### 重要な設備の新設

前連結会計年度末に計画しておりました名寄店の新設計画については、店舗の建築計画を変更したため投資予定金額を当初の2,524百万円から4,833百万円に変更しました。

- (2) 当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	107,500,000
A種種類株式	24,500,000
計	132,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年11月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	33,189,016	33,189,016	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種種類株式	24,500,000	24,500,000	非上場	(注)
計	57,689,016	57,689,016	—	—

(注) A種種類株式の内容は、次のとおりであります。

#### 1. 期末配当

##### (1) 期末配当

当社は、定款第30条第1項に定める期末配当を行う場合には、本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）又は本種類株式の登録質権者（以下「本種類登録質権者」という。）に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの期末配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率(第4項(1)において定める。以下同じ。)を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとし、以下「A種期末配当金」という。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）と同順位で、これを支払う。

##### (2) 非累積条項

ある事業年度において本種類株主又は本種類登録質権者に対して支払う期末配当の金額がA種期末配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### (3) 非参加条項

本種類株主又は本種類登録質権者に対しては、A種期末配当金を超えて期末配当を行わない。

#### 2. 中間配当

当社は、定款第30条第2項に定める中間配当を行う場合には、本種類株主又は本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとする。）を、普通株主又は普通登録質権者と同順位で、これを支払う。

#### 3. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、本種類株主又は本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産に対し、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額（円位未満を切り捨てるものとする。）を、普通株主又は普通登録質権者と同順位で、これを分配する。本種類株主又は本種類登録質権者に対しては、かかる分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

#### 4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 本種類株主は、当社に対し、本種類株式の発行日から20年が経過する日までの間（以下「転換請求期間」という。）、本種類株主が有する本種類株式を取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき3株の割合（以下「A種種類株式転換比率」という。ただし、下記(2)に従い変更された場合には、当該変更後の比率を「A種種類株式転換比率」とする。）で普通株式を交付することを請求することができる。

(2) A種種類株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、又は会社分割その他当社の普通株式の発行済株式の総数が増える事由が生じる場合で、本種類株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する比率に変更される。

なお、かかる変更後のA種種類株式転換比率による本種類株式の取得と引換えにより交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取締役会の決定により、転換請求期間中に第4項に定める普通株式を対価とする取得請求権の行使のなかった本種類株式について、本種類株式の発行日から20年を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該本種類株式の全てを取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき、その時点におけるA種種類株式転換比率で普通株式を交付することができる。

6. 議決権

本種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

7. 株式の併合又は分割、新株引受権等の有無

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、本種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成19年4月23日 (注) 1	8,700,000	33,189,016	2,001	6,100	2,001	5,645
平成19年8月21日 (注) 2	24,500,000	57,689,016	—	6,100	7,709	13,354

(注) 1. 第三者割当増資による増加であります。

発行価格 460円  
資本組入額 230円  
割当先 イオン株式会社

2. イオン株式会社との吸収分割契約締結に伴うA種種類株式の発行によるものであります。

## (5) 【大株主の状況】

## ①普通株式

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	10,441	31.46
(株)マイカル	大阪府中央区久太郎町3丁目1-30	5,604	16.89
加藤産業(株)	兵庫県西宮市松原9-20	1,200	3.62
ポケットカード(株)	東京都港区芝1丁目5-9	1,000	3.01
ポスフル取引先持株会	札幌市白石区本通21丁目南1-10	694	2.09
大川 祐一	札幌市中央区	450	1.36
ポスフル従業員持株会	札幌市白石区本通21丁目南1-10	428	1.29
北海道コカ・コーラボトリング(株)	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	380	1.14
総合商研(株)	札幌市東区東苗穂2条3丁目4-48	370	1.11
東洋水産(株)	東京都港区港南2丁目13-40	312	0.94
計	—	20,880	62.91

(注) 上記のほか、自己株式が2,904千株あります。

## ②A種種類株式

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	24,500	100.0
計	—	24,500	100.0

## (6) 【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種種類株式24,500,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,904,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 30,282,000	302,820	同上
単元未満株式	普通株式 2,516	—	同上
発行済株式総数	57,689,016	—	—
総株主の議決権	—	302,820	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株 (議決権の数28個) 含まれております。

## ②【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
イオン北海道㈱	札幌市白石区本通 21丁目南1-10	2,904,500	—	2,904,500	8.75
計	—	2,904,500	—	2,904,500	8.75

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	454	503	485	488	483	485
最低(円)	421	430	453	456	410	400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。  
役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員営業商品本部 第一事業部長	取締役	—	菊池 仁康	平成19年8月21日



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		7,149		8,454		7,582	
2. 受取手形及び売掛 金		1,383		2,299		1,380	
3. たな卸資産		8,206		13,877		9,357	
4. 繰延税金資産		315		353		—	
5. その他		2,549		2,415		2,395	
貸倒引当金		△4		△2		△4	
流動資産合計		19,599	23.8	27,399	28.8	20,711	27.9
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物	※2	13,069		24,567		13,086	
(2) 土地	※2	6,849		6,543		6,791	
(3) その他		307	24.6	3,094	36.0	453	27.3
2. 無形固定資産		5,350	6.5	3,713	3.9	4,879	6.6
3. 投資その他の資産							
(1) 信託建物	※2	4,152		3,915		4,013	
(2) 信託土地	※2	4,114		4,114		4,114	
(3) 長期債権	※3	5,502		5,410		5,456	
(4) 長期差入保証金	※4	19,438		19,037		19,268	
(5) 繰延税金資産		891		3,024		76	
(6) その他	※2	4,162		1,817		4,151	
貸倒引当金		△1,168	45.1	△7,619	31.3	△8,694	38.2
固定資産合計		62,670	76.2	67,618	71.2	53,597	72.1
III 繰延資産		10	0.0	—	—	—	—
資産合計		82,280	100.0	95,017	100.0	74,309	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金	※2	7,440		17,130		8,726		
2. 短期借入金	※2	18,788		11,748		19,792		
3. 繰延税金負債		—		39		37		
4. 賞与引当金		389		375		343		
5. 役員賞与引当金		—		—		1		
6. 販売促進引当金		158		161		116		
7. 店舗閉鎖損失引当金		—		—		8		
8. 構造改革損失引当金		—		99		99		
9. その他	※5	6,308		8,483		7,087		
流動負債合計		33,084	40.2	38,037	40.0	36,214	48.7	
II 固定負債								
1. 社債		2,340		670		1,130		
2. 長期借入金	※2	24,907		24,092		24,023		
3. 繰延税金負債		—		—		451		
4. 退職給付引当金		815		—		—		
5. 役員退職引当金		91		65		91		
6. 店舗閉鎖損失引当金		—		4,400		4,400		
7. 構造改革損失引当金		—		270		319		
8. 長期預り保証金		4,688		10,816		4,658		
9. その他		622		1,177		1,391		
固定負債合計		33,465	40.7	41,493	43.7	36,466	49.1	
負債合計		66,550	80.9	79,530	83.7	72,680	97.8	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		4,099	5.0	6,100	6.4	4,099	5.5	
2 資本剰余金		3,644	4.4	13,354	14.1	3,644	4.9	
3 利益剰余金		9,195	11.2	△2,688	△2.8	△4,854	△6.5	
4 自己株式		△1,664	△2.0	△1,664	△1.8	△1,664	△2.3	
株主資本合計		15,274	18.6	15,102	15.9	1,224	1.6	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価差額金		455	0.5	384	0.4	404	0.6	
評価・換算差額等合計		455	0.5	384	0.4	404	0.6	
純資産合計		15,730	19.1	15,487	16.3	1,628	2.2	
負債純資産合計		82,280	100.0	95,017	100.0	74,309	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			54,606	100.0		56,091	100.0		112,762	100.0
II 売上原価			41,316	75.7		42,653	76.0		85,168	75.5
売上総利益			13,290	24.3		13,438	24.0		27,593	24.5
III 営業収入			2,970	5.5		3,372	6.0		6,070	5.4
営業総利益			16,260	29.8		16,811	30.0		33,664	29.9
IV 販売費及び一般管理 費	※1		15,580	28.6		16,195	28.9		31,763	28.2
営業利益			680	1.2		615	1.1		1,900	1.7
V 営業外収益										
1. 受取利息			99			87			199	
2. 受取配当金			7			6			12	
3. その他			30	0.3		16	0.2		68	0.2
VI 営業外費用										
1. 支払利息			407			484			887	
2. その他			91	0.9		118	1.1		238	1.0
経常利益			318	0.6		122	0.2		1,055	0.9
VII 特別利益										
1. 貸倒引当金戻入 益			—			1,075			6	
2. 役員退職引当金 戻入益			19	0.0		—	1.9		19	0.0
VIII 特別損失										
1. 減損損失	※2		2,788			785			3,294	
2. 過年度借地権償却	※3		—			719			—	
3. 貸倒引当金繰入額			988			—			8,666	
4. 店舗閉鎖損失	※4		—			—			4,426	
5. 構造改革損失	※5		—			—			444	
6. 前期損益修正損	※6		—			—			2	
7. その他			3	6.9		290	3.2		53	14.9
税金等調整前中間 (当期)純損失			3,443	△6.3		598	△1.1		15,805	△14.0
法人税、住民税及 び事業税			33			32			67	
法人税等調整額			△364	△0.6		△2,797	△5.0		1,289	1.2
中間純利益又は中 間(当期)純損失 (△)			△3,112	△5.7		2,166	3.9		△17,163	△15.2

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	12,420	△1,151	19,012
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△112		△112
中間純損失			△3,112		△3,112
自己株式の取得				△513	△513
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	△3,224	△513	△3,737
平成18年8月31日 残高 (百万円)	4,099	3,644	9,195	△1,664	15,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年2月28日 残高 (百万円)	468	468	19,481
中間連結会計期間中の変動額			
剰余金の配当(注)			△112
中間純損失			△3,112
自己株式の取得			△513
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△12	△12	△12
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12	△12	△3,750
平成18年8月31日 残高 (百万円)	455	455	15,730

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	△4,854	△1,664	1,224
中間連結会計期間中の変動額					
会社分割による承継 (注)		7,709			7,709
新株の発行	2,001	2,001			4,002
中間純利益			2,166		2,166
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,001	9,710	2,166	—	13,878
平成19年8月31日 残高 (百万円)	6,100	13,354	△2,688	△1,664	15,102

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年2月28日 残高 (百万円)	404	404	1,628
中間連結会計期間中の変動額			
会社分割による承継 (注)			7,709
新株の発行			4,002
中間純利益			2,166
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額 (純額)	△20	△20	△20
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△20	△20	13,858
平成19年8月31日 残高 (百万円)	384	384	15,487

(注) 平成19年8月21日付のイオン株式会社からの承継によるものであります。

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	12,420	△1,151	19,012
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△112		△112
当期純損失			△17,163		△17,163
自己株式の取得				△513	△513
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	△17,275	△513	△17,788
平成19年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	△4,854	△1,664	1,224

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年2月28日 残高 (百万円)	468	468	19,481
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当(注)			△112
当期純損失			△17,163
自己株式の取得			△513
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△63	△63	△63
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△63	△63	△17,852
平成19年2月28日 残高 (百万円)	404	404	1,628

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純損失		△3,443	△598	△15,805
減価償却費		812	890	1,654
賃借料	※1	67	67	135
退職給付引当金の減少額		△25	—	△840
前払年金費用の減少額 (△増加額)		—	15	△254
役員退職引当金の減少額		△170	△25	△170
貸倒引当金の増加額 (△ 減少額)		986	△1,076	8,512
賞与引当金の増加額		64	30	20
販売促進引当金の増加額		47	44	6
店舗閉鎖損失引当金の増 加額(△減少額)		—	△8	4,408
構造改革損失引当金の増 加額(△減少額)		—	△49	419
受取利息及び受取配当金		△106	△93	△212
支払利息		407	484	887
株式交付費償却		—	19	—
社債発行費償却		10	—	20
固定資産除却損		—	27	15
過年度借地権償却		—	719	—
減損損失		2,788	785	3,294
売上債権の減少額 (△増 加額)		81	△854	83
たな卸資産の減少額		1,442	918	277
仕入債務の増加額		45	1,663	1,331
長期未払金の増加額 (△ 減少額)		—	△154	928
その他		△649	2,034	△580
小計		2,357	4,840	4,129
利息及び配当金の受取額		80	154	161
利息の支払額		△405	△475	△857
法人税等の支払額		△93	△68	△93
営業活動によるキャッシュ ・フロー		1,939	4,451	3,339



		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△320	△774	△535
無形固定資産の取得による支出		△72	△121	△122
投資有価証券の売却による収入		—	0	1
差入保証金の差入による支出		△4	△2	△9
差入保証金の回収による収入		98	242	379
貸付金の回収による収入		56	2,154	61
預り保証金の受入による収入		29	95	53
預り保証金の返還による支出		△51	△130	△110
その他		△2	69	△9
投資活動によるキャッシュ・フロー		△265	1,533	△292

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純減少額		△1,600	△8,500	△100
長期借入れによる収入		3,700	4,100	6,700
長期借入金の返済による支出		△3,140	△3,574	△7,520
社債の償還による支出		△1,040	△1,710	△2,100
新株発行による収入		—	3,982	—
自己株式の取得による支出		△513	—	△514
配当金の支払額		△112	—	△112
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,705	△5,701	△3,647
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		△1,032	282	△599
VI 現金及び現金同等物の期首残高		8,181	7,582	8,181
VII 会社分割による現金及び現金同等物の増加額		—	590	—
VIII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※2	7,149	8,454	7,582

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>当社グループは、当連結会計年度において大幅な損失を計上したことによりシンジケートローン（平成19年2月28日現在残高 19,935百万円）の財務制限条項に抵触する事実が発生しております。当該状況により、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、自己資本の充実による財務体質の強化を図るため、平成19年4月2日開催の当社取締役会において、イオン株式会社に対しての第三者割当増資及びイオン株式会社の北海道の総合小売事業（ジャスコ・イオンスーパーセンター11店舗）を承継する吸収分割契約の締結を決議しました。</p> <p>第三者割当増資については、4,002百万円の増資手続を平成19年4月23日に完了しております。</p> <p>また、吸収分割契約についても平成19年4月2日付で既に契約の締結も完了し、分割期日（平成19年8月21日予定）の資産及び負債（平成19年1月20日現在資産 26,266百万円・負債 15,095百万円）を承継する予定であります。</p> <p>なお、当該増資によりイオン株式会社の連結子会社になることにより、イオングループとのインフラの共有化、スケールメリット及びイオン株式会社とのシナジー効果を生かしたコストの低減により事業競争力の強化と収益力の向上を図ります。</p> <p>また、株主総会（平成19年5月30日）後に取引金融機関に対し、シンジケートローン契約の当該条項の適用免除を含む契約変更等を要請する予定であります。当該増資及び吸収分割について各金融機関より一定の理解を得ていることから、契約変更につき承諾を得ることができるとの確信しております。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>全ての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 有限会社 ティーウイン</p>	同 左	同 左
2. 連結子会社の中間決算日 (決算日) 等に関する事項	<p>連結子会社のうち有限会社ティーウインの中間決算日は6月30日です。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、7月1日から中間連結決算日8月31日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同 左	<p>連結子会社のうち有限会社ティーウインの決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日2月28日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券                      その他有価証券                      (イ) 時価のあるもの                      中間連結決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                      (ロ) 時価のないもの                      移動平均法による原価法</p> <p>ロ たな卸資産                      (イ) 商品                      売価還元法による原価法</p> <p>(ロ) 貯蔵品                      最終仕入原価法</p>	<p>イ 有価証券                      その他有価証券                      (イ) 時価のあるもの                      同 左</p> <p>(ロ) 時価のないもの                      同 左</p> <p>ロ たな卸資産                      (イ) 商品                      「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法                      (会計方針の変更)                      従来、商品の評価方法については、売価還元法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法を採用しております。                      この変更は、親子会社間における会計処理の統一を図るとともに、より適正な費用配分に基づく合理的な期間損益計算を行い、かつ、財政状態の健全化を図るためのものであります。                      この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は5百万円減少し、税金等調整前中間純損失は35百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 貯蔵品                      同 左</p>	<p>イ 有価証券                      その他有価証券                      (イ) 時価のあるもの                      決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(ロ) 時価のないもの                      同 左</p> <p>ロ たな卸資産                      (イ) 商品                      売価還元法による原価法</p> <p>(ロ) 貯蔵品                      同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。</p> <p>建物 15～47年 構築物 10～20年 器具備品 5～10年 (会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「固 定資産の減損に係る会計基 準」(「固定資産の減損に係 る会計基準の設定に関する意 見書」(企業会計審議会 平 成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準 委員会平成15年10月31日 企 業会計基準適用指針第6号) を適用しております。</p> <p>この変更に伴い、従来の方 法によった場合と比較して営 業利益及び経常利益が217百 万円増加し、税金等調整前中 間純損失が2,570百万円増加 しております。</p> <p>なお、減損損失累計額につ いては、改正後の中間連結財 務諸表規則に基づき各資産の 金額から直接控除しており ます。</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利 用)については、社内におけ る見込利用可能期間(5年) に基づく定額法を採用して おります。</p>	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。</p> <p>建物 15～47年 構築物 10～20年 器具備品 5～10年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利 用)については、社内におけ る見込利用可能期間(5年) に基づく定額法を採用して おります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、借地権については法人 税法の規定に基づき償却を行 わず取得原価で資産計上して おりましたが、当中間連結会 計期間より、賃借契約期間 とする定額法に変更して おります。</p> <p>この変更は、賃借契約期間 を償却年数とし、営業費用 として認識することにより、 適正な費用配分に基づく合 理的な期間損益計算を行い、 かつ、財政状態の健全化を 図るためのものであります。</p> <p>この変更により、従来の方 法によった場合と比較して、 営業利益及び経常利益は36 百万円減少し、税金等調整 前中間純損失は755百万円 増加しております。</p>	<p>イ 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。</p> <p>建物 15～47年 構築物 10～20年 器具備品 5～10年 (会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「固 定資産の減損に係る会計基 準」(「固定資産の減損に係 る会計基準の設定に関する意 見書」(企業会計審議会平 成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基 準の適用指針」(企業会計 基準委員会平成15年10 月31日 企業会計基準適用 指針第6号)を適用して おります。</p> <p>この変更により、営業利益 及び経常利益が、435百万 円増加し、税金等調整前中 期純損失が2,772百万円 増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額につ いては、改正後の連結財務 諸表規則に基づき各資産の 金額から直接控除して おります。</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利 用)については、社内におけ る見込利用可能期間(5年) に基づく定額法を採用して おります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>ハ _____</p> <p>ニ 販売促進引当金 当社はポスフルカード会員の累積購買金額に基づき販売促進券（ポスフルお買物感謝券）を交付しております。当該販売促進券の利用による将来の費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における累積購買金額及び利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を引当計上しております。</p> <p>ホ _____</p>	<p>イ 貸倒引当金 同 左</p> <p>ロ 賞与引当金 同 左</p> <p>ハ _____</p> <p>ニ 販売促進引当金 同 左</p> <p>ホ 店舗閉鎖損失引当金 将来の店舗閉鎖に伴い、発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同 左</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>ハ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 役員賞与については、従来利益処分案により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用し、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を役員賞与引当金に計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費が1百万円増加し、営業利益及び経常利益がそれぞれ同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>ニ 販売促進引当金 当社はポスフルカード会員の累積購買金額に基づき販売促進券（ポスフルお買物感謝券）を交付しております。当該販売促進券の利用による将来の費用負担に備えるため、当連結会計年度末における累積購買金額及び利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を引当計上しております。</p> <p>ホ 店舗閉鎖損失引当金 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>ト 役員退職引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 なお、平成16年4月の取締役会において役員退職慰労金内規の改訂を行い、平成16年3月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止することを決議しました。そのため、平成16年3月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。</p> <p>チ _____</p>	<p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>ト 役員退職引当金 同 左</p> <p>チ 構造改革損失引当金 事業構造改革の取り組みにおける経費圧縮計画等の実施に伴い、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p>	<p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>ト 役員退職引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。 なお、平成16年4月の取締役会において役員退職慰労金内規の改訂を行い、平成16年3月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止することを決議しました。そのため、平成16年3月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。</p> <p>チ 構造改革損失引当金 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>イ ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ取引 ヘッジ対象・・・借入金及び社債</p> <p>ハ ヘッジ方針 デリバティブ取引は借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p>	<p>イ ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同 左</p>	<p>イ ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同 左</p>
(6) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左	消費税等の会計処理 同 左
4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は15,730百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,628百万円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度 (平成19年2月28日)																																												
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,143百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,914 百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,295 百万円																																												
※2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。	※2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。	※2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。																																												
(1) 担保に供している資産 百万円	(1) 担保に供している資産 百万円	(1) 担保に供している資産 百万円																																												
<table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>5,956</td></tr> <tr><td>土地</td><td>3,185</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>4,152</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>4,114</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>「その他」</td><td>2</td></tr> <tr><td>(投資有価証券)</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>17,410</td></tr> </table>	建物及び構築物	5,956	土地	3,185	信託建物	4,152	信託土地	4,114	投資その他の資産		「その他」	2	(投資有価証券)		計	17,410	<table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>2,232</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,038</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>3,915</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>4,114</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>「その他」</td><td>2</td></tr> <tr><td>(投資有価証券)</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>11,302</td></tr> </table>	建物及び構築物	2,232	土地	1,038	信託建物	3,915	信託土地	4,114	投資その他の資産		「その他」	2	(投資有価証券)		計	11,302	<table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>5,960</td></tr> <tr><td>土地</td><td>3,185</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>4,013</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>4,114</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>17,276</td></tr> </table>	建物及び構築物	5,960	土地	3,185	信託建物	4,013	信託土地	4,114	投資有価証券	2	計	17,276
建物及び構築物	5,956																																													
土地	3,185																																													
信託建物	4,152																																													
信託土地	4,114																																													
投資その他の資産																																														
「その他」	2																																													
(投資有価証券)																																														
計	17,410																																													
建物及び構築物	2,232																																													
土地	1,038																																													
信託建物	3,915																																													
信託土地	4,114																																													
投資その他の資産																																														
「その他」	2																																													
(投資有価証券)																																														
計	11,302																																													
建物及び構築物	5,960																																													
土地	3,185																																													
信託建物	4,013																																													
信託土地	4,114																																													
投資有価証券	2																																													
計	17,276																																													
(2) 上記に対応する債務 百万円	(2) 上記に対応する債務 百万円	(2) 上記に対応する債務 百万円																																												
<table border="0"> <tr><td>短期借入金</td><td></td></tr> <tr><td>(1年以内返済予定</td><td>964</td></tr> <tr><td>の長期借入金)</td><td></td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>7,941</td></tr> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,907</td></tr> </table>	短期借入金		(1年以内返済予定	964	の長期借入金)		長期借入金	7,941	支払手形及び買掛金	0	計	8,907	<table border="0"> <tr><td>短期借入金</td><td></td></tr> <tr><td>(1年以内返済予定</td><td>619</td></tr> <tr><td>の長期借入金)</td><td></td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>7,243</td></tr> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>7,863</td></tr> </table>	短期借入金		(1年以内返済予定	619	の長期借入金)		長期借入金	7,243	支払手形及び買掛金	1	計	7,863	<table border="0"> <tr><td>短期借入金</td><td></td></tr> <tr><td>(1年以内返済予定</td><td>794</td></tr> <tr><td>の長期借入金)</td><td></td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>7,801</td></tr> <tr><td>支払手形及び買掛金</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,596</td></tr> </table>	短期借入金		(1年以内返済予定	794	の長期借入金)		長期借入金	7,801	支払手形及び買掛金	0	計	8,596								
短期借入金																																														
(1年以内返済予定	964																																													
の長期借入金)																																														
長期借入金	7,941																																													
支払手形及び買掛金	0																																													
計	8,907																																													
短期借入金																																														
(1年以内返済予定	619																																													
の長期借入金)																																														
長期借入金	7,243																																													
支払手形及び買掛金	1																																													
計	7,863																																													
短期借入金																																														
(1年以内返済予定	794																																													
の長期借入金)																																														
長期借入金	7,801																																													
支払手形及び買掛金	0																																													
計	8,596																																													

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度 (平成19年2月28日)																																																						
<p>※3. 長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な債権の内容</th> <th>金額</th> <th>差入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>3,681</td> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,819</td> <td>東栄株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同社は、平成13年10月12日に民事再生手続の開始決定を受け、平成14年7月3日に別除権付き債権の取扱いを除き、同社の再生計画が確定しました。当該計画によれば、当社の差入保証金は、同社所有の土地と建物に抵当権を付しているため、別除権付き債権と定められています。 今後同社と保証金等の取扱を決定することになります。 東栄株式会社 同社は、平成15年2月6日に民事再生手続の開始決定を受け、平成15年11月26日に再生計画案が認可決定を受けました。当社は同社に対し、店舗の賃借に伴う保証金を差入しておりますが、賃借物件の土地・建物に差入保証金と同額の抵当権を設定しております。なお、同社の民事再生手続申立て後、当社の支払賃料を差入保証金と相殺しております。</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※4. 長期差入保証金には、中間連結貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> <td>2,454</td> </tr> <tr> <td>東栄株式会社</td> <td>1,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>各社の民事再生手続き等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※5. 消費税等 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>	主な債権の内容	金額	差入先		百万円		差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発	差入保証金	1,819	東栄株式会社		百万円	株式会社小樽ベイシティ開発	2,454	東栄株式会社	1,134	<p>※3. 長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な債権の内容</th> <th>金額</th> <th>差入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>3,681</td> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,727</td> <td>東栄株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同左</p> <p>東栄株式会社 同左</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※4. 長期差入保証金には、中間連結貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> <td>2,454</td> </tr> <tr> <td>東栄株式会社</td> <td>1,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>各社の民事再生手続き等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※5. 消費税等 同左</p>	主な債権の内容	金額	差入先		百万円		差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発	差入保証金	1,727	東栄株式会社		百万円	株式会社小樽ベイシティ開発	2,454	東栄株式会社	1,134	<p>※3. 長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な債権の内容</th> <th>金額</th> <th>差入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>3,681</td> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,773</td> <td>東栄株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同左</p> <p>東栄株式会社 同左</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※4. 長期差入保証金には、連結貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社小樽ベイシティ開発</td> <td>2,454</td> </tr> <tr> <td>東栄株式会社</td> <td>1,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>各社の民事再生手続等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>※5. _____</p>	主な債権の内容	金額	差入先		百万円		差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発	差入保証金	1,773	東栄株式会社		百万円	株式会社小樽ベイシティ開発	2,454	東栄株式会社	1,134
主な債権の内容	金額	差入先																																																						
	百万円																																																							
差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発																																																						
差入保証金	1,819	東栄株式会社																																																						
	百万円																																																							
株式会社小樽ベイシティ開発	2,454																																																							
東栄株式会社	1,134																																																							
主な債権の内容	金額	差入先																																																						
	百万円																																																							
差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発																																																						
差入保証金	1,727	東栄株式会社																																																						
	百万円																																																							
株式会社小樽ベイシティ開発	2,454																																																							
東栄株式会社	1,134																																																							
主な債権の内容	金額	差入先																																																						
	百万円																																																							
差入保証金	3,681	株式会社小樽ベイシティ開発																																																						
差入保証金	1,773	東栄株式会社																																																						
	百万円																																																							
株式会社小樽ベイシティ開発	2,454																																																							
東栄株式会社	1,134																																																							

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。 百万円					※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。 百万円					※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。 百万円				
従業員給与手当	4,731				従業員給与手当	4,813				従業員給与手当	9,487			
賃借料	3,029				賃借料	3,092				賃借料	5,937			
広告宣伝費	933				広告宣伝費	888				広告宣伝費	1,987			
照明冷暖房費	1,010				照明冷暖房費	975				照明冷暖房費	2,019			
販売手数料	461				販売手数料	483				販売手数料	1,100			
賞与引当金繰入額	389				賞与引当金繰入額	375				賞与引当金繰入額	343			
退職給付費用	60				退職給付費用	85				退職給付費用	125			
※2. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要					※2. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要					※2. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要				
場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)	場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)	場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)
北海道 札幌市他	店舗	土地 及び 建物 等	6	2,401	北海道 登別市他	店舗	土地 及び 建物 等	5	785	北海道 札幌市他	店舗	土地 及び 建物 等	7	2,828
北海道 函館市 他	遊休資産	土地	3	387						北海道 函館市 他	遊休資 産	土地	6	465
(2) 減損損失の認識に至った経緯 店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同 左					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同 左				
(3) 減損損失の金額 建物及び構築物 1,378百万円 土地 424 器具備品 96 リース資産 874 無形固定資産 15 計 2,788					(3) 減損損失の金額 建物及び構築物 133百万円 土地 247 器具備品 58 リース資産 52 無形固定資産 293 計 785					(3) 減損損失の金額 建物及び構築物 1,481百万円 土地 482 器具備品 122 リース資産 913 無形固定資産 254 信託建物 39 計 3,294				
(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最少単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。					(4) 資産のグルーピングの方法 同 左					(4) 資産のグルーピングの方法 同 左				
(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.99%で割引いて算定しております。					(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.85%で割引いて算定しております。					(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.99%で割引いて算定しております。				
※3. _____					※3. 借地権の償却方法を変更したことに伴い発生した減価償却費のうち、過年度分を特別損失として計上しております。					※3. . _____				
※4. _____					※4. _____					※4. 岩内店の閉店(平成19年2月)に伴い発生した損失額及び将来の店舗閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。				

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※5. _____	※5. _____	※5. 将来の利用が見込まれない自家発電装置の利用を停止したことにより、将来発生する予定の損失額を計上しております。
※6. _____	※6. _____	※6. 過年度の時間外手当の遡及精算額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年3月1日至平成18年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,489,016	—	—	24,489,016
合計	24,489,016	—	—	24,489,016
自己株式				
普通株式	2,004,590	900,000	—	2,904,590
合計	2,004,590	900,000	—	2,904,590

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加900,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月29日 定時株主総会	普通株式	112	5	平成18年2月28日	平成18年5月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	24,489,016	8,700,000	—	33,189,016
A種種類株式（注）2	—	24,500,000	—	24,500,000
合計	24,489,016	33,200,000	—	57,689,016
自己株式				
普通株式	2,904,590	—	—	2,904,590
合計	2,904,590	—	—	2,904,590

（注）1. 普通株式の発行済株式数の増加8,700,000株は、第三者割当による新株式の発行によるものであります。

2. A種種類株式の発行済株式数の増加24,500,000株は、イオン株式会社との吸収分割契約締結に伴う新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,489,016	—	—	24,489,016
合計	24,489,016	—	—	24,489,016
自己株式				
普通株式	2,004,590	900,000	—	2,904,590
合計	2,004,590	900,000	—	2,904,590

（注）自己株式の株式数の増加 900,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年5月29日 定時株主総会	普通株式	112	5	平成18年2月28日	平成18年5月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度後となるもの

該当事項はありません。



## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※1. 差入保証金と相殺した賃借料であります。 ※2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在) 現金及び預金勘定 7,149百万円 現金及び現金同等物 7,149	※1. 差入保証金と相殺した賃借料であります。 ※2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在) 現金及び預金勘定 8,454百万円 現金及び現金同等物 8,454	※1. 差入保証金と相殺した賃借料であります。 ※2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在) 現金及び預金勘定 7,582百万円 現金及び現金同等物 7,582

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産 (器具備品)	7,361	3,692	862	2,806	有形固定資産 (器具備品)	6,681	3,527	944	2,209	有形固定資産 (器具備品)	6,280	3,095	882	2,301
有形固定資産 (その他)	14	7	—	7	有形固定資産 (その他)	24	8	2	12	有形固定資産 (その他)	22	10	—	12
合計	7,375	3,699	862	2,813	合計	6,705	3,536	946	2,222	合計	6,302	3,105	882	2,314
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ①未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,556百万円 1年超 2,020 合計 3,576 ②リース資産減損勘定の残高 690百万円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ①未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,197百万円 1年超 1,520 合計 2,718 ②リース資産減損勘定の残高 427百万円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 ①未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,327百万円 1年超 1,602 合計 2,930 ②リース資産減損勘定の残高 630百万円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 777百万円 リース資産減損勘定の取崩額 172 減価償却費相当額 534 支払利息相当額 49 減損損失 862					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 708百万円 リース資産減損勘定の取崩額 176 減価償却費相当額 484 支払利息相当額 40 減損損失 48					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,495百万円 リース資産減損勘定の取崩額 268 減価償却費相当額 1,037 支払利息相当額 83 減損損失 899				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額、それ以外は零とする定額法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同 左					(5) 利息相当額の算定方法 同 左				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1,743百万円 1年超 13,905 合計 15,649					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 6,339百万円 1年超 32,720 合計 39,059					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 1,743百万円 1年超 13,033 合計 14,777				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間 (平成18年8月31日現在)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	362	1,126	764
合計	362	1,126	764

2 時価のない有価証券の主な内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	115

(注) 当中間連結会計期間において、減損処理の対象となるものはありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い30~50%程度下落した場合は、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当中間連結会計期間 (平成19年8月31日現在)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	362	1,007	645
合計	362	1,007	645

2 時価のない有価証券の主な内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	100

(注) 当中間連結会計期間において、減損処理の対象となるものはありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い30~50%程度下落した場合は、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

前連結会計年度（平成19年2月28日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	362	1,041	679
合計	362	1,041	679

2 時価のない有価証券の主な内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	100

(注)当連結会計年度において、その他有価証券につきまして9百万円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損処理にあたっては期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い30～50%程度下落した場合は、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（平成18年8月31日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（平成19年8月31日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成19年2月28日現在）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

デリバティブ取引は、全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

すべて総合小売事業を営んでいる単一セグメントであるため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

すべて総合小売事業を営んでいる単一セグメントであるため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

すべて総合小売事業を営んでいる単一セグメントであるため、該当事項はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

(共通支配下の取引等関係)

吸収分割

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業(吸収分割承継会社)

名 称: 株式会社ポスフル

事業の内容: 総合小売事業

② 被結合企業(分割会社)

名 称: イオン株式会社

事業の内容: 総合小売事業

(2) 企業結合の法的形式

分割会社の北海道における総合小売事業を承継会社が承継する簡易分割による吸収分割

(3) 株式の割当

当社A種種類株式24,500,000株を新たに発行し、その全てをイオン株式会社へ交付しております。

(4) 結合後企業の名称

イオン北海道株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

① 吸収分割の目的

北海道エリアで総合小売事業を展開する両社が、経営資源を集中し経営の効率化を図るとともに、両社の強みを生かして、より強固な収益基盤を構築し、北海道エリアにおける総合小売事業の更なる発展と成長を図ることを目的としております。

② 分割期日

平成19年8月21日

2. 実施した会計処理

(1) 承継した資産及び負債は、適正な帳簿価額を引き継ぎ、その資産及び負債の差額を資本準備金として処理しております。

(2) 分割により承継した資産・負債の金額

項目	金額(百万円)	項目	金額(百万円)
流動資産	6,153	流動負債	7,428
固定資産	15,181	固定負債	6,196
合計	21,334	合計	13,624

(3) 資本準備金増加額

7,709百万円

## (1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額(円)	728.78	149.22	75.47
普通株式以外の株式に係る 1株当たり純資産額	—	447.67	—
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失(△)(円)	△142.39	22.76	△790.11
普通株式以外の株式に係る 1株当たり中間純利益	—	1,047.56	—
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益(円)	1株当たり中間純損失が計 上されており、また、潜在 株式が存在しないため、記 載しておりません。	希薄化効果を有している潜 在株式が存在しないため、 記載しておりません。	1株当たり当期純損失が計 上されており、また、潜在 株式が存在しないため、記 載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間純利益又は中間(当期)純損失(△)(百万円)	△3,112	2,166	△17,163
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	1,534	—
普通株式に係る中間純利益又は 中間(当期)純損失(△)(百万 円)	△3,112	632	△17,163
普通株式の期中平均株式数(千 株)	21,858	27,778	21,722
A種種類株式の期中平均株式数 (千株)	—	1,464	—
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—	A種種類株式24,500千株 なお、これらの概要は 「第4提出会社の状況、 1株式等の状況、(1)株式 の総数等、②発行済株 式」に記載のとおりであ ります。	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>第三者割当増資による新株式発行および主要株主である筆頭株主ならびに親会社の異動について</p> <p>平成19年4月2日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式発行に関し下記のとおり決議いたしました。また、これに伴い、平成19年4月23日付で主要株主の異動があり、当社はイオン株式会社の連結子会社となりました。</p> <p>(1) 発行新株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 発行新株式数 8,700,000株</p> <p>(3) 発行価額 1株につき460円</p> <p>(4) 発行価額の総額 4,002百万円</p> <p>(5) 資本組入額 2,001百万円</p> <p>(6) 申込期間 平成19年4月23日</p> <p>(7) 払込期日 平成19年4月23日</p> <p>(8) 資本組入日 平成19年4月23日</p> <p>(9) 割当先 イオン株式会社</p> <p>(10) 増資資金調達の使用途 手取概算額(発行諸費用概算額控除後)4,001百万円については、名寄店の新設に2,496百万円、既存店の改装に741百万円、残額764百万円は運転資金に充当する予定です。</p> <p>(11) その他重要な事項 この第三者割当増資により平成19年4月23日付で主要株主の異動があり、イオン株式会社が当社の親会社となりました。</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>会社分割契約締結について</p> <p>当社とイオン株式会社は、イオン株式会社の北海道総合小売事業を会社分割により、イオン株式会社の有する権利義務の一部を当社が承継することに関して、イオン株式会社代表取締役社長による決定及び 当社取締役会の決議を経て吸収分割契約を締結いたしました。概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 会社分割契約締結の理由</p> <p>この度の分割契約締結は、北海道エリアで総合小売事業を展開する両社が、経営資源を集中し経営の効率化を図るとともに、両社の強みを生かして、より強固な収益基盤を構築し、北海道エリアにおける総合小売事業の更なる発展と成長を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 承継する権利義務</p> <p>イオン株式会社の北海道総合小売事業に関わる資産および負債ならびにイオン株式会社の北海道総合小売事業に関する一定の契約上の地位を承継いたします。</p> <p>(3) 承継する事業部門の概要</p> <p>① 承継する事業の内容及び規模</p> <p>事業内容：北海道におけるジャスコ、イオンスーパーセンター店舗の運営開発事業</p> <p>店 舗 数：11店舗</p> <p>売 上 高：66,905 百万円 (平成19年2月期)</p> <p>② 承継する資産、負債の項目および金額 (平成19年1月20日現在)</p> <p>資産 26,266 百万円</p> <p>負債 15,095 百万円</p> <p>(4) 承継の時期</p> <p>平成19年8月21日 (予定)</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		6,289		7,568		6,785	
2 売掛金		1,383		2,299		1,380	
3 たな卸資産		8,206		13,877		9,357	
4 繰延税金資産		353		353		—	
5 その他		2,483		2,333		2,311	
貸倒引当金		△4		△2		△4	
流動資産合計			18,711 24.3		26,430 29.4		19,831 28.6
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1 建物	※2	12,097		22,787		12,152	
2 土地	※2	6,849		6,543		6,791	
3 その他		1,280		4,874		1,386	
有形固定資産合計		20,227		34,205		20,330	
(2) 無形固定資産		5,350		3,713		4,879	
(3) 投資その他の資産							
1 長期差入保証金	※4	19,438		19,037		19,268	
2 長期債権	※3	5,502		5,410		5,456	
3 繰延税金資産		817		2,952		—	
4 その他	※2	8,234		5,909		8,216	
貸倒引当金		△1,168		△7,620		△8,696	
投資その他の資産合計		32,825		25,690		24,245	
固定資産合計			58,403 75.7		63,608 70.6		49,455 71.4
III 繰延資産			10 0.0		— —		— —
資産合計			77,124 100.0		90,038 100.0		69,287 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		54		51		103	
2 買掛金	※2	7,385		17,078		8,622	
3 短期借入金	※2	18,590		11,550		19,594	
4 未払法人税等		70		76		102	
5 賞与引当金		389		375		343	
6 役員賞与引当金		—		—		1	
7 販売促進引当金		158		161		116	
8 店舗閉鎖損失引当金		—		—		8	
9 構造改革損失引当金		—		99		99	
10 設備関係支払手形		276		775		904	
11 その他	※5	5,701		7,350		5,861	
流動負債合計			32,626 42.3		37,519 41.7		35,758 51.6
II 固定負債							
1 社債		2,340		670		1,130	
2 長期借入金	※2	20,202		19,585		19,416	
3 繰延税金負債		—		—		451	
4 退職給付引当金		815		—		—	
5 役員退職引当金		91		65		91	
6 店舗閉鎖損失引当金		—		4,400		4,400	
7 構造改革損失引当金		—		270		319	
8 長期預り保証金		4,688		10,816		4,658	
9 その他		563		1,146		1,346	
固定負債合計			28,701 37.2		36,953 41.0		31,814 45.9
負債合計			61,327 79.5		74,473 82.7		67,573 97.5
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		4,099	5.3	6,100	6.8	4,099	5.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		3,644		13,354		3,644	
資本剰余金合計			3,644 4.7		13,354 14.8		3,644 5.3
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		358		—		358	
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金		106		179		106	
別途積立金		11,700		—		11,700	
繰越利益剰余金		△2,903		△2,788		△16,935	
利益剰余金合計			9,262 12.0		△2,609 △2.9		△4,769 △6.9
4 自己株式		△1,664	△2.1	△1,664	△1.8	△1,664	△2.4
株主資本合計			15,341 19.9		15,180 16.9		1,309 1.9
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		455	0.6	384	0.4	404	0.6
評価・換算差額等合計		455	0.6	384	0.4	404	0.6
純資産合計			15,797 20.5		15,565 17.3		1,713 2.5
負債純資産合計			77,124 100.0		90,038 100.0		69,287 100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高			54,606 100.0		56,091 100.0		112,762 100.0
II 売上原価			41,316 75.7		42,653 76.0		85,168 75.5
売上総利益			13,290 24.3		13,438 24.0		27,593 24.5
III 営業収入			2,970 5.5		3,372 6.0		6,070 5.4
営業総利益			16,260 29.8		16,811 30.0		33,664 29.9
IV 販売費及び一般管理 費	※1		15,848 29.0		16,467 29.4		32,230 28.6
営業利益			412 0.8		344 0.6		1,433 1.3
V 営業外収益	※2		296 0.5		276 0.5		529 0.4
VI 営業外費用	※3		401 0.7		510 0.9		934 0.8
経常利益			307 0.6		110 0.2		1,028 0.9
VII 特別利益	※4		19 0.0		1,075 1.9		23 0.0
VIII 特別損失	※5		3,781 6.9		1,795 3.2		16,848 14.9
税引前中間(当期) 純損失			3,455 △6.3		610 △1.1		15,796 △14.0
法人税、住民税及 び事業税		33		32		67	
法人税等調整額		△369	△335 △0.6	△2,803	△2,771 △5.0	1,287	1,355 1.2
中間純利益又は中 間(当期)純損失 (△)			△3,119 △5.7		2,160 3.9		△17,151 △15.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	3,644	358	106	11,300	728	12,494	△1,151	19,086
中間会計期間中の変動額										
別途積立金の積立(注)						400	△400			
剰余金の配当(注)							△112	△112		△112
中間純損失							△3,119	△3,119		△3,119
自己株式の取得									△513	△513
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	400	△3,631	△3,231	△513	△3,744
平成18年8月31日 残高 (百万円)	4,099	3,644	3,644	358	106	11,700	△2,903	9,262	△1,664	15,341

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年2月28日 残高 (百万円)	468	468	19,554
中間会計期間中の変動額			
別途積立金の積立(注)			-
剰余金の配当(注)			△112
中間純損失			△3,119
自己株式の取得			△513
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△12	△12	△12
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12	△12	△3,757
平成18年8月31日 残高 (百万円)	455	455	15,797

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	3,644	358	106	11,700	△16,935	△4,769	△1,664	1,309
中間会計期間中の変動額										
会社分割による承継(注)		7,709	7,709		72		△72			7,709
新株の発行	2,001	2,001	2,001							4,002
欠損補填				△358		△11,700	12,058			
中間純利益							2,160	2,160		2,160
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,001	9,710	9,710	△358	72	△11,700	14,146	2,160	—	13,871
平成19年8月31日 残高 (百万円)	6,100	13,354	13,354	—	179	—	△2,788	△2,609	△1,664	15,180

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成19年2月28日 残高 (百万円)	404	404	1,713
中間会計期間中の変動額			
会社分割による承継(注)			7,709
新株の発行			4,002
欠損補填			—
中間純利益			2,160
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	△20	△20	△20
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△20	△20	13,851
平成19年8月31日 残高 (百万円)	384	384	15,565

(注) 平成19年8月21日付のイオン株式会社からの承継によるものであります。

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	3,644	358	106	11,300	728	12,494	△1,151	19,086
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立(注)						400	△400			
剰余金の配当(注)							△112	△112		△112
当期純損失							△17,151	△17,151		△17,151
自己株式の取得									△513	△513
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	400	△17,664	△17,264	△513	△17,777
平成19年2月28日 残高 (百万円)	4,099	3,644	3,644	358	106	11,700	△16,935	△4,769	△1,664	1,309

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年2月28日 残高 (百万円)	468	468	19,554
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立(注)			-
剰余金の配当(注)			△112
当期純損失			△17,151
自己株式の取得			△513
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△63	△63	△63
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△63	△63	△17,841
平成19年2月28日 残高 (百万円)	404	404	1,713

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>当社は、当事業年度において大幅な損失を計上したことによりシンジケートローン（平成19年2月28日現在残高 19,935百万円）の財務制限条項に抵触する事実が発生しております。当該状況により、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、自己資本の充実による財務体質の強化を図るため、平成19年4月2日開催の当社取締役会において、イオン株式会社に対しての第三者割当増資及びイオン株式会社の北海道の総合小売事業（ジャスコ・イオンスーパーセンター11店舗）を承継する吸収分割契約の締結を決議しました。</p> <p>第三者割当増資については、4,002百万円の増資手続を平成19年4月23日に完了しております。</p> <p>また、吸収分割契約についても平成19年4月2日付で既に契約の締結も完了し、分割期日（平成19年8月21日予定）の資産及び負債（平成19年1月20日現在資産 26,266百万円・負債 15,095百万円）を承継する予定であります。</p> <p>なお、当該増資によりイオン株式会社の連結子会社になることにより、イオングループとのインフラの共有化、スケールメリット及びイオン株式会社とのシナジー効果を生かしたコストの低減により事業競争力の強化と収益力の向上を図ります。</p> <p>また、株主総会（平成19年5月30日）後に取引金融機関に対し、シンジケートローン契約の当該条項の適用免除を含む契約変更等を要請する予定ですが、当該増資及び吸収分割について各金融機関より一定の理解を得ていることから、契約変更につき承諾を得ることができるものと確信しております。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                      時価のないもの                      移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産                      商品                      売価還元法による原価法</p> <p>貯蔵品                      最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      同 左</p> <p>時価のないもの                      同 左</p> <p>(2) たな卸資産                      商品                      「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法                      （会計方針の変更）                      従来、商品の評価方法については、売価還元法による原価法を採用しておりましたが、当中間会計期間より「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法を採用しております。                      この変更は、親子会社間における会計処理の統一を図るとともに、より適正な費用配分に基づく合理的な期間損益計算を行い、かつ、財政状態の健全化を図るためのものであります。                      この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は5百万円減少し、税引前中間純損失は35百万円増加しております。</p> <p>貯蔵品                      同 左</p>	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                      時価のないもの                      同 左</p> <p>(2) たな卸資産                      商品                      売価還元法による原価法</p> <p>貯蔵品                      同 左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																		
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～47年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>この変更により、営業利益及び経常利益が217百万円増加し、税引前中間純損失が2,570百万円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	15～47年	構築物	10～20年	器具備品	5～10年	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～47年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、借地権については法人税法の規定に基づき償却を行わず取得原価で資産計上しておりましたが、当中間会計期間より、賃借契約期間を償却年数とする定額法に変更しております。</p> <p>この変更は、賃借契約期間を償却年数とし、営業費用として認識することにより、適正な費用配分に基づく合理的な期間損益計算を行い、かつ、財政状態の健全化を図るためのものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は36百万円減少し、税引前中間純損失は755百万円増加しております。</p>	建物	15～47年	構築物	10～20年	器具備品	5～10年	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～47年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>この変更により、営業利益及び経常利益が435百万円増加し、税引前当期純損失が2,772百万円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	15～47年	構築物	10～20年	器具備品	5～10年
建物	15～47年																				
構築物	10～20年																				
器具備品	5～10年																				
建物	15～47年																				
構築物	10～20年																				
器具備品	5～10年																				
建物	15～47年																				
構築物	10～20年																				
器具備品	5～10年																				
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1)社債発行費 3年間で毎期均等額を償却しております。</p> <p>(2) _____</p>	<p>(1) _____</p> <p>(2)株式交付費 支出時に一括費用処理しております。</p>	<p>(1)社債発行費 3年間で毎期均等額を償却しております。</p> <p>(2) _____</p>																		

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員賞与については、従来利益処分案により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用し、将来の支給見込額のうち当期の負担額を役員賞与引当金に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費が1百万円増加し、営業利益及び経常利益がそれぞれ同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>(4) 販売促進引当金 当社はポスフルカード会員の累積購買金額に基づき販売促進券(ポスフルお買物感謝券)を交付しております。 当該販売促進券の利用による将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間末における累積購買金額及び利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を引当計上しております。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際より費用処理しております。</p> <p>(7) 役員退職引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末支給額を計上しております。 なお、平成16年4月の取締役会において役員退職慰労金内規の改訂を行い、平成16年3月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止することを決議しました。そのため、平成16年3月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。</p> <p>(8) _____</p>	<p>(4) 販売促進引当金 同 左</p> <p>(5) 店舗閉鎖損失引当金 将来の店舗閉鎖に伴い、発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際より費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>(7) 役員退職引当金 同 左</p> <p>(8) 構造改革損失引当金 事業構造改革の取り組みにおける経費圧縮計画等の実施に伴い、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。</p>	<p>(4) 販売促進引当金 当社はポスフルカード会員の累積購買金額に基づき販売促進券(ポスフルお買物感謝券)を交付しております。 当該販売促進券の利用による将来の費用負担に備えるため、当事業年度末における累積購買金額及び利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を引当計上しております。</p> <p>(5) 店舗閉鎖損失引当金 同 左</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職金給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際より費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>(7) 役員退職引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、平成16年4月の取締役会において役員退職慰労金内規の改訂を行い、平成16年3月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止することを決議しました。そのため、平成16年3月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。</p> <p>(8) 構造改革損失引当金 同 左</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
6. ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている 金利スワップについて、特例処理 を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金及び社債 (3)ヘッジ方針 デリバティブ取引は借入金利等 の将来の金利市場における利率上 昇による変動リスク回避を目的と しており、投機的な取引は行わな い方針であります。	(1)ヘッジ会計の方法 同 左  (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左  (3)ヘッジ方針 同 左	(1)ヘッジ会計の方法 同 左  (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左  (3)ヘッジ方針 同 左
7. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同 左	(1) 消費税等の会計処理 同 左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会 計基準) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資 産の部の表示に関する会計基準」（企業会 計基準委員会 平成17年12月9日 企業会 計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産 の部の表示に関する会計基準等の適用指 針」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第8号）を適 用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額 は15,797百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、 当中間会計期間における中間貸借対照表の 純資産の部については、改正後の中間財務 諸表等規則により作成しております。	(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間から「企業結合に係る会 計基準」（企業会計審議会平成15年10月31 日）及び「事業分離等に関する会計基準」 （企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会 計基準及び事業分離等会計基準に関する適 用指針」（企業会計基準委員会 平成18年 12月22日 企業会計基準適用指針第10号） を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会 計基準) 当期より「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準」（企業会計基準委員 会 平成17年12月9日 企業会計基準第5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準等の適用指針」（企業会 計基準委員会 平成17年12月9日 企業会 計基準適用指針第8号）を適用しておりま す。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額 は1,713百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期 における貸借対照表の純資産の部につい ては、改正後の財務諸表等規則により作成し ております。

注記事項  
(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
※1. 有形固定資産減価償却 累計額	18,143百万円	24,914百万円	18,295百万円
※2. 担保に供している資産 及びこれに対応する債 務			
(1)担保に供している資産			
建物	5,956百万円	2,232百万円	5,960百万円
土地	3,185	1,038	3,185
投資その他の資産「その 他」	3	3	3
合 計	9,145	3,275	9,149
(2)上記に対応する債務			
短期借入金	766百万円	421百万円	596百万円
(1年以内返済予定の長期 借入金を含む)			
長期借入金	3,236	2,735	3,195
買掛金	0	1	0
合 計	4,003	3,158	3,792

項目	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
<p>※3. 長期債権の内容</p>	<p>長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発に対する差入保証金 3,681百万円 東栄株式会社に対する差入保証金 1,819百万円</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同社は、平成13年10月12日に民事再生手続の開始決定を受け、平成14年7月3日に別除権付き債権の取扱いを除き、同社の再生計画が確定しました。当該計画によれば、当社の差入保証金は、同社所有の土地と建物に抵当権を付しているため、別除権付き債権と定められております。今後同社と保証金等の取扱を決定することになります。</p> <p>東栄株式会社 同社は、平成15年2月6日に民事再生手続の開始決定を受け、平成15年11月26日に再生計画案が認可決定を受けました。</p> <p>当社は同社に対し、店舗の賃借に伴う保証金を差入れておりますが、賃借物件の土地・建物に差入保証金と同額の抵当権を設定しております。</p> <p>なお、同社の民事再生手続申立て後、当社の支払賃料を差入保証金と相殺しております。</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p>	<p>長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発に対する差入保証金 3,681百万円 東栄株式会社に対する差入保証金 1,727百万円</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同左</p> <p>東栄株式会社 同左</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p>	<p>長期債権は、財務諸表等規則第32条第1項第10号にいう「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」であります。このうち主なものは以下のとおりであります。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発に対する差入保証金 3,681百万円 東栄株式会社に対する差入保証金 1,773百万円</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 同左</p> <p>東栄株式会社 同左</p> <p>上記記載の差入保証金については、別除権協定の内容、各社の民事再生手続等の今後の進展及び資産の買取交渉次第ではありますが、その一部が返済されない可能性があります。</p>
<p>※4. 中間貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金</p>	<p>長期差入保証金には、中間貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 2,454百万円 東栄株式会社 1,134百万円</p> <p>各社の民事再生手続等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p>	<p>長期差入保証金には、中間貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 2,454百万円 東栄株式会社 1,134百万円</p> <p>各社の民事再生手続等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>同左</p>	<p>長期差入保証金には、貸借対照表注記3.に記載されている会社に対する敷金が、下記のとおり含まれております。</p> <p>株式会社小樽ベイシティ開発 2,454百万円 東栄株式会社 1,134百万円</p> <p>各社の民事再生手続等の結果次第では、その一部が返済されない可能性があります。</p> <p>—————</p>
<p>※5. 消費税等の取扱い</p>	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>	<p>同左</p>	<p>—————</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
※1. 減価償却実施額 有形固定資産 397百万円 無形固定資産 314					※1. 減価償却実施額 有形固定資産 426百万円 無形固定資産 365					※1. 減価償却実施額 有形固定資産 813百万円 無形固定資産 640				
※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 120百万円 受取配当金 7 匿名組合出資利益 135					※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 108百万円 受取配当金 6 匿名組合出資利益 141					※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 241百万円 受取配当金 12 匿名組合出資利益 202				
※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 293百万円 社債利息 22					※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 382百万円 社債利息 15					※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 667百万円 社債利息 42				
※4. 特別利益のうち主要なもの 役員退職引当金 19百万円 戻入益					※4. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入 1,075百万円 益					※4. 特別利益のうち主要なもの 役員退職引当金 19百万円 戻入益				
※5. 特別損失のうち主要なもの 貸倒引当金繰入額 988百万円 減損損失 2,788					※5. 特別損失のうち主要なもの 過年度借地権償却 719百万円 減損損失 785					※5. 特別損失のうち主要なもの 貸倒引当金繰入額 8,666百万円 店舗閉鎖損失 4,426 構造改革損失 444 減損損失 3,255				
(1) 減損損失を認識した資産グループの概要					(1) 減損損失を認識した資産グループの概要					(1) 減損損失を認識した資産グループの概要				
場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)	場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)	場所	用途	種類	件数	金額 (百万円)
北海道 札幌市他	店舗	土地及 び建物 等	6	2,401	北海道 登別市他	店舗	土地及 び建物 等	5	785	北海道 札幌市他	店舗	土地及 び建物 等	7	2,828
北海道 函館市 他	遊休資 産	土地	3	387						北海道 函館市 他	遊休資 産	土地	5	426
(2) 減損損失の認識に至った経緯 店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左				
(3) 減損損失の金額 建物 1,328百万円 構築物 49 土地 424 器具備品 96 リース資産 874 無形固定資産 15 計 2,788					(3) 減損損失の金額 建物 120百万円 構築物 13 土地 247 器具備品 58 リース資産 52 無形固定資産 293 計 785					(3) 減損損失の金額 建物 1,424百万円 構築物 57 土地 482 器具備品 122 リース資産 913 無形固定資産 254 計 3,255				
(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最少単位として、主として店舗を基本範囲とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。					(4) 資産のグルーピングの方法 同左					(4) 資産のグルーピングの方法 同左				
(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.99%で割り引いて算定しております。					(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.85%で割り引いて算定しております。					(5) 回収可能価額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.99%で割り引いて算定しております。				



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	2,004,590	900,000	—	2,904,590
合計	2,004,590	900,000	—	2,904,590

(注) 増加数の900,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式	2,904,590	—	—	2,904,590
合計	2,904,590	—	—	2,904,590

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	2,004,590	900,000	—	2,904,590
合計	2,004,590	900,000	—	2,904,590

(注) 増加数の900,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	
有形固定資産 (器具備品)	7,361	3,692	862	2,806	有形固定資産 (器具備品)	6,681	3,527	944	2,209	有形固定資産 (器具備品)	6,280	3,095	882	2,301
有形固定資産 (その他)	14	7	—	7	有形固定資産 (その他)	24	8	2	12	有形固定資産 (その他)	22	10	—	12
合計	7,375	3,699	862	2,813	合計	6,705	3,536	946	2,222	合計	6,302	3,105	882	2,314
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ①未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,556百万円 1年超 2,020 合計 3,576 ②リース資産減損勘定の残高 690百万円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ①未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,197百万円 1年超 1,520 合計 2,718 ②リース資産減損勘定の残高 427百万円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 ①未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,327百万円 1年超 1,602 合計 2,930 ②リース資産減損勘定の残高 630百万円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 777百万円 リース資産減損勘定の取崩額 172 減価償却費相当額 534 支払利息相当額 49 減損損失 862					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 708百万円 リース資産減損勘定の取崩額 176 減価償却費相当額 484 支払利息相当額 40 減損損失 48					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,495百万円 リース資産減損勘定の取崩額 268 減価償却費相当額 1,037 支払利息相当額 83 減損損失 899				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額、それ以外は零とする定額法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,559百万円 1年超 16,448 合計 19,008					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 7,155百万円 1年超 34,447 合計 41,603					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,559百万円 1年超 15,168 合計 17,728				

(有価証券関係)

前中間会計期間 (平成18年 8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間 (平成19年 8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度 (平成19年 2月28日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)

中間連結財務諸表の注記事項 (企業結合等関係) における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 (円)	731.88	149.98	79.4
普通株式以外の株式に 係る1株当たり純資産 額(円)	—	449.94	—
1株当たり中間純利益 又は1株当たり中間(当 期)純損失(△)(円)	△142.70	22.69	△789.59
普通株式以外の株式に 係る1株当たり中間純 利益(円)	—	1,044.48	—
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利 益(円)	1株当たり中間純損失が計 上されており、また、潜在 株式が存在しないため、記 載しておりません。	希薄化効果を有している潜 在株式が存在しないため、 記載しておりません。	1株当たり当期純損失が計 上されており、また、潜在 株式が存在しないため、記 載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
中間純利益又は中間(当期)純損失 (△)(百万円)	△3,119	2,160	△17,151
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	1,529	—
普通株式に係る中間純利益又は中間(当 期)純損失(△)(百万円)	△3,119	630	△17,151
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,858	27,778	21,722
A種種類株式の期中平均株式数(千 株)	—	1,464	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	A種種類株式24,500千株 なお、これらの概要は 「第4提出会社の状況、 1株式等の状況、(1)株 式の総数等、②発行済株 式」に記載のとおりであ ります。	—————

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>第三者割当増資による新株式発行および主要株主である筆頭株主ならびに親会社の異動について</p> <p>平成19年4月2日開催の取締役会において、第三者割当増資による株式発行に関し下記のとおり決議いたしました。また、これに伴い、平成19年4月23日付で主要株主の異動があり、当社はイオン株式会社の連結子会社となりました。</p> <p>(1) 発行新株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 発行新株式数 8,700,000株</p> <p>(3) 発行価額 1株につき460円</p> <p>(4) 発行価額の総額 4,002百万円</p> <p>(5) 資本組入額 2,001百万円</p> <p>(6) 申込期間 平成19年4月23日</p> <p>(7) 払込期日 平成19年4月23日</p> <p>(8) 資本組入日 平成19年4月23日</p> <p>(9) 割当先 イオン株式会社</p> <p>(10) 増資資金調達の使用途 手取概算額(発行諸費用概算額控除後)4,001百万円については、名寄店の新設に2,496百万円、既存店の改装に741百万円、残額764百万円は運転資金に充当する予定です。</p> <p>(11) その他重要な事項 この第三者割当増資により平成19年4月23日付で主要株主の異動があり、イオン株式会社が当社の親会社となりました。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>会社分割契約締結について</p> <p>当社とイオン株式会社は、イオン株式会社の北海道総合小売事業を会社分割により、イオン株式会社の有する権利義務の一部を当社が承継することに関して、イオン株式会社代表執行役社長による決定及び当社取締役会の決議を経て吸収分割契約を締結いたしました。概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 会社分割契約締結の理由</p> <p>この度の分割契約締結は、北海道エリアで総合小売事業を展開する両社が、経営資源を集中し経営の効率化を図るとともに、両社の強みを生かして、より強固な収益基盤を構築し、北海道エリアにおける総合小売事業の更なる発展と成長を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 承継する権利義務</p> <p>イオン株式会社の北海道総合小売事業に関わる資産および負債ならびにイオン株式会社の北海道総合小売事業に関する一定の契約上の地位を承継いたします。</p> <p>(3) 承継する事業部門の概要</p> <p>① 承継する事業の内容及び規模</p> <p>事業内容：北海道におけるジャスコ、イオンスーパーセンター店舗の運営開発事業</p> <p>店 舗 数：11店舗</p> <p>売上高：66,905 百万円 (平成19年2月期)</p> <p>② 承継する資産、負債の項目および金額 (平成19年1月20日現在)</p> <p>資産 26,266 百万円</p> <p>負債 15,095 百万円</p> <p>(4) 承継の時期</p> <p>平成19年8月21日 (予定)</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第29期）（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）平成19年5月30日北海道財務局長に提出。

2 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度（第28期）（自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日）の有価証券報告書に係る訂正報告書  
平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

事業年度（第27期）（自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日）の有価証券報告書に係る訂正報告書  
平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

事業年度（第26期）（自 平成15年3月1日 至 平成16年2月29日）の有価証券報告書に係る訂正報告書  
平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

3 有価証券届出書（組込式）（第三者割当による増資）及びその添付書類

平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

4 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年4月4日北海道財務局長に提出。

平成19年4月5日北海道財務局長に提出。

平成19年4月13日北海道財務局長に提出。

5 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（種類株式の発行）平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割契約）平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号（親会社および主要株主の異動）平成19年4月2日北海道財務局長に提出。

6 臨時報告書の訂正報告書

平成19年4月2日提出の臨時報告書（種類株式の発行）に係る訂正報告書

平成19年4月4日北海道財務局長に提出。

平成19年4月2日提出の臨時報告書（親会社および主要株主の異動）に係る訂正報告書

平成19年4月23日に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

株式会社ポスフル

平成18年11月20日

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      大石 一良  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      寺嶋 典裕  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      秋田 英明  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポスフルの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポスフル及び連結子会社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

イオン北海道株式会社

平成19年11月16日

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      大石 一良  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      寺嶋 典裕  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      秋田 英明  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイオン北海道株式会社の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン北海道株式会社及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から、商品の評価方法及び借地権の償却方法を変更している。また、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から、企業結合に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

株式会社ポスフル

平成18年11月20日

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      大石 一良  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      寺嶋 典裕  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      秋田 英明  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポスフルの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポスフルの平成18年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

イオン北海道株式会社

平成19年11月16日

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      大石 一良  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      寺嶋 典裕  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      秋田 英明  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイオン北海道株式会社の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イオン北海道株式会社の平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から、商品の評価方法及び借地権の償却方法を変更している。また、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から、企業結合に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。